

苫小牧市監査委員告示第3号

令和2年度苫小牧市定期監査及び財政援助団体等

監査の結果に基づき講じた措置の公表について

令和2年度苫小牧市定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき
講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、令
和4年4月8日付で苫小牧市長から別添のとおり通知があったので、
同項及び苫小牧市監査委員条例第6条の規定により公表する。

令和4年4月13日

苫小牧市監査委員 玉川 豊一

苫小牧市監査委員 神山 哲太郎

苦行監第114号
令和4年4月8日

苦小牧市監査委員 玉川 豊一 様
苦小牧市監査委員 神山 哲太郎 様

苦小牧市長 岩倉 博文



令和2年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果報告に基づく措
置の通知について

標記の結果報告に係る措置について、地方自治法第199条第12項の規定によ
り別紙のとおり通知する。

別紙 指摘に基づき講じた措置

1 支出事務

指摘事項	(1) 歳出の会計年度の区分を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>旧年度の期間の利用に係る電話料を新年度予算から支出しているものが見られた。地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条第 1 項第 3 号では、電信電話料の会計年度所属区分は、支出の原因である事実の存した期間が 2 年度にわたるもの除き、その事実の存した期間の属する年度とされているため、当該電話料については旧年度から支出しなければならないものであった。</p> <p>これは新年度に入って請求があったものであるが、各会計年度における歳出はその年度の歳入をもって充てなければならないとする会計年度独立の原則に反する取扱いであり、決算を正確に行うためには同令第 142 条及び第 143 条の歳入歳出の会計年度所属区分に従って事務を執行する必要がある。</p>
指摘に対する措置	<p>【健康こども部 こども育成課】 令和 3 年 3 月末までの使用分について、令和 2 年度予算で支出を行うことを支出事務担当と所属長において確認し執行した。今回指摘を受けた電話料に限らず同様の支出事務があることから、事務担当のほか決裁権者も注意し執行を行う。</p> <p>【教育部 科学センター】 監査の意見を踏まえ、令和 2 年度より歳出の会計年度の区分を適正に行った。</p>
指摘事項	(2) 契約に係る事務を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>市民生活部国保課（現：保険年金課）の令和元年度印刷物製造請負契約において、契約に係る契約書には消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含む契約金額が記載されているが、その額は、契約締結の決裁文書に記載された消費税等を含まない決定金額と同額となっていた。契約書の契約金額を誤って記載したものである。</p> <p>教育部施設課の令和元年度廃棄物収集運搬処理業務契約は複数の業務の単価を定めたものであるが、見積合わせを行った業務のうち契約書に記載のないものが複数認められ、当該契約書に記載のない業務に関する費用についても支出されていた。</p> <p>いずれも支出の根拠となる契約書の内容が相手方と合意した内容に合致していなかった事例であり、正確な内容を反映させる必要がある。</p>

指摘に対する措置	<p>【市民生活部 保険年金課】</p> <p>契約課作成のマニュアル等について課内研修を通じ改めて周知し、契約事務能力の向上と事務処理誤り防止に対する意識の喚起を行った。</p> <p>また、契約事務を含めた書類全般について、決裁時のチェックを徹底すること及び、起案時には担当者間でダブルチェックを行う等によりミスの未然防止に努めるよう課内へ指示した。</p> <p>保険年金課では契約に関し多くの書類を作成しており、その大半は年度当初に作成時期が集中している。今年度これまで起案の契約書類については、監査意見の事項を中心に担当・係長職・管理職が入念にチェックを実施しており、再発防止に努めているところである。</p> <p>今年度のチェック体制・再発防止意識を次年度以降にも継続するよう、管理職・係長職・契約事務担当者が契約金額記載誤りの防止について引継ぎ事項とする。</p> <p>【教育部 施設課】</p> <p>契約書に記載する内容を、相手方と合意した内容に合致するものとする。具体的な対策としては、課内会議において本件に関して情報共有を図り、今後の契約業務では複数チェックを行うほか、契約の相手方とも契約内容を確認の上、契約書を作成する。</p>
----------	---

2 財産管理事務

指摘事項	(1) 行政財産の使用料等の算定を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>高丘靈廟場の自動販売機及び売店等の設置に係る行政財産の目的外使用（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による使用をいう。）の使用料に関し、苦小牧市公有財産規則（昭和 39 年規則第 33 号）第 24 条において準用する第 28 条の規定により当該使用料に加算する電気料金及び水道料金の額について、令和元年 10 月以降の消費税等の税率を 10 パーセントとすべきところを 8 パーセントのままで算定したため、過少に請求していたものがあった。</p> <p>沼ノ端交流センターの自動販売機の設置に係る行政財産の貸付け（地方自治法第 238 条の 4 第 2 項の規定による貸付けをいう。）の貸付料に関し、その契約書の定めと異なり消費税等に相当する額を含めずに入力して請求していたものがあった。また、貸付料に加算する電気料金の額を実際と異なる電力量料金単価等を用いて算定し、過大に請求していたものがあった。</p> <p>使用料及び貸付料の算定は、正確に行う必要がある。</p>

指摘に対する 措置	<p>【環境衛生部 環境生活課】</p> <p>再発防止に向け、課内全職員による改善会議を実施し、課題及び対策案を整理した上で①Excel の計算表の見直し及び修正を行い、消費税の部分が料金とは別に表示される形に改めた。また、式が正しいか、試験運用を行った。②担当者が計算、起案後に第三者が数字・数式等のチェックを行うダブルチェックの仕組みを決裁の手続の中に組み込む形で取り入れた。(計算表の印刷物にチェック用の押印欄を設置)</p> <p>【健康こども部 青少年課】</p> <p>沼ノ端交流センターの自動販売機の賃借料について、契約締結後から令和2年9月分まで消費税を加算せずに請求を行い収納していたことから、契約する3社に対し当課の不手際を陳謝し、消費税を加算した賃借料を改めて請求し直し各社に納入いただいた。</p> <p>これに伴い、契約の際に示している納入予定表についても修正した。沼ノ端交流センターの自動販売機の電気料金については、本来業務用電力単価で算定しなければならないところを家庭用電力単価で算定していたことが判明。これにより契約している3社に対し過払請求をしていたことから、正しい単価で算定し直し、過払分について還付を実施した。</p>
--------------	---

別紙 監査意見に基づき講じた措置

定期監査及び財政援助団体等監査を通じて

監査意見	<p>1 財務事務について</p> <p>財務事務の中でも契約事務に関しては、これまでの定期監査においても度々指摘を行い、意見を述べてきたところである。</p> <p>地方公共団体の契約に適用されるルールは、民法（明治 29 年法律第 89 号）のほか地方自治法や地方自治法施行令、本市の条例や規則等に定められ、その内容も多岐にわたって複雑で細かなものとなっており、定期監査の指摘の状況からも、契約事務は職員にとって苦手科目の一つになっているのではないかと思われる。</p> <p>今回指摘以外のものとして、長期継続契約の契約書で翌年度以降において歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は変更し、又は解除する旨の規定（以下「特約条項」という。）を欠いたものが確認された。</p> <p>地方自治法第 234 条の 3 の長期継続契約により負担する経費については、これらの経費の予算の範囲内において給付を受けることとされているため、当該契約中に特約条項を置くことによって、債務負担行為を設定せず、翌年度予算の成立前に契約を締結することが可能となる。</p> <p>したがって、特約条項は長期継続契約を特徴付ける重要なポイントであり、少なくとも契約書で特約条項を確認する必要があるにもかかわらずチェック機能が働かなかったものと考えられる。契約制度を始めとして財務制度に関する理解を深め、個々の案件の重要なポイントをしっかりとチェックする必要がある。</p> <p>令和 3 年度からは新たな財務会計システムが稼働となり、当該システムの運用による事務手続等の変更が想定されるが、当該システムを導入した会計課にあっては、担当者はもとより、管理職をも対象として、財務事務の適正な執行に向けた支援を強化していただきたい。</p>
意見に対する措置	<p>【財政部 契約課】</p> <p>契約に係る適正な事務処理について、全庁へチェック体制強化の徹底を周知し要請するとともに、これまでも継続的に取り組んでいる契約事務マニュアル等の更なる充実を図った。（R4.3 実施済）</p> <p>また、コロナ禍の現在、実施に至っていないが、契約実務研修等を通じ契約の基本的なルールについて職員の理解を深め、契約事務の適正な執行に向けた環境づくりへも積極的に継続して取り組む。</p> <p>【会計課】</p> <p>長期継続契約の契約書における「特約条項」については、会計管理者への合議を要するものについてはその時に契約書をチェックし、それ以外のものについては 1 回目の支出命令時に契約書をチェックで</p>

	<p>きる機会があるので、その時にチェックを行い、漏れがあった場合にはその重要性についても指導する。</p> <p>新財務会計システムの運用による事務手続きの変更については、システム稼働時から新財務会計システムにおける会計業務運用に関するQ&Aを掲載しているが、その後各課から寄せられた疑問・意見等を踏まえてQ&Aを更新した（R3.6実施済）ほか、チェックシートを更新し、より分かりやすく処理できる環境を整えた。（R4.3実施済）</p> <p>なお、新システム導入による利便性向上の反面、財務に関する知識や経験の欠如が懸念されるため、研修を強化することによりこれに対応する。特に、財務事務の根拠となるような地方自治法や会計規則などの関係法令等についての知識は重要であり、財務事務において最低限把握してほしいポイントを押さえた研修を行うことにより、財務に関する知識の向上につなげる。</p>
監査意見	<p>2 行政財産の使用料等について</p> <p>今回の事案は、決裁の過程において使用料等の算定プロセスにチェックが及ばず、長期間誤った請求を続けていたものと思われる。使用料の算定のような細かな事務は担当者任せになりがちなところがあり、このようなミスを防止するためには、改めて業務プロセスを見直す必要がある。使用許可書や契約書に使用料等の徴収の有無や算定方法を記載する、あるいは使用料等の算定チェックシートを作成するなどといった方法で、担当者以外の職員がその算定プロセスを容易に確認できるような仕組みが必要ではないかと考える。</p> <p>また、これまでにも人事異動等によって担当者が代わり、それまでとは異なる視点から業務プロセスを見直すことで事務が是正されたといった事例もあることから、担当者の交代等を業務見直しの重要なタイミングと捉え、適正な事務の執行につなげていただきたい。</p>
意見に対する措置	<p>【財政部 管財課】</p> <p>「行政財産の使用料等の算定における留意点について」を通知し、担当課において算定プロセスが容易に確認できるような仕組みや体制を整えること、算定時は法令等の明確な根拠や単価等が最新の情報に基づいているかを確認すること及び担当者が変わった際には安易な前例踏襲をせずに業務の見直しを図ることについて職員周知を行った。（R3.6実施済）</p>
監査意見	<p>3 職員の基礎力の養成について</p> <p>これまで財務会計システムを始めとして様々なシステムが導入されているが、システムが精緻なものになればなるほど使う側に制度に関する知識がなくとも事務処理が可能となり、職員に対する研修も、システムの存在を前提として事務処理の手順に重点を置いたも</p>

	<p>のの比重が大きくなることが想定される。</p> <p>これまでの定期監査における様々な指摘は、日常的に行われているがゆえに前例踏襲になりがちな事務の実態を反映したものと考えことができ、職員としての基本的な知識の空洞化が懸念されるところである。</p> <p>地方公共団体の資金や財産は市民から信託されたものであり、職員はその公正かつ効率的な管理運用に努めなければならず、システムを有効に活用し、適正に財務事務を行うためには、やはり制度の基礎にある考え方の理解は欠かせないと考える。</p> <p>これまでも財務事務に関する研修が行われてきたところであるが、職員の基礎力向上の一環として職員の財務力の養成は急務であり、そのためには何をしなければならないか、何ができるのか、職員研修を所管する総務部を始め関連する部署が連携して必要なプログラムを確立する必要がある。</p>
意見に対する措置	<p>【総務部 行政監理室】</p> <p>これまで年に一度、「経理実務研修」を実施してきたが、今年度は階層別研修（新採用職員（継続課程））で実施した。（R3.10 実施済）</p> <p>今後については、「初級編」と「中級編」に分けて実施することで、段階に応じた能力の定着・向上に努める。</p> <p>また、係長職研修において、過去の事例を基にミスの防止や改善方法を学ぶ「事務処理ミス防止研修」を初めて実施し、監督者能力の向上に努めた。（R3.7 実施済）</p> <p>さらに、職員が知識や技術を習得する最たる機会は職場における日々の業務であることから、業務遂行過程における職場研修（OJT）の重要性を再認識するための「OJT研修」を実施し、管理職・係長職の指導力・育成力の向上に努めた。（R3.4 実施済）</p> <p>なお、毎年実施している経理実務研修、契約実務研修等については、会計課、契約課、ICT推進室等と連携し、動画教材の作成を検討しており、時間や場所の制約なく自席で受講できる仕組みを構築することで、職員の財務力向上を図る。</p>
監査意見	<p>4 今後の取組について</p> <p>平成29年度行政監査「支出事務について」では職員の基礎力の養成について、平成30年度行政監査「指摘事項等への対応について」では業務プロセスの見直しについて言及し、それぞれ取組を求めたところであるが、改めてその趣旨を確認し、市全体での取組が進められるよう望むところである。</p>
意見に対する措置	<p>【総務部 行政監理室】</p> <p>マニュアル、手順書、根拠法令等を隨時確認しながら業務を行うこ</p>

とや、他の部署で発生したミスは、自分たちの部署でも発生する可能性があることを認識し、手順の見直しや確認を行うようコンプライアンスの自己検証において意識づけを行った。(R4.1 実施済)

これまでの監査指摘事項を踏まえ、想定される事務処理ミスを未然に防止するため、定期的に情報発信する等コンプライアンス意識の醸成を図っていく。